

新株式発行届出目論見書の訂正事項分

平成12年 7 月
(第 1 回訂正分)

マネックス証券株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成12年7月14日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行届出目論見書の訂正理由

平成12年7月7日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集150,000株の募集の条件並びにその他この募集に関し必要な事項を、平成12年7月14日開催の取締役会において決議したため、これに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には~~~~~を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行株式

< 欄外注記の訂正 >

~~~~~  
注記削除

#### 2. 募集の方法

平成12年7月25日に決定される引受価額にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成12年7月14日開催の取締役会において決定された発行価額（34,000円）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

< 欄外注記の訂正 >

1. 発行価額の総額は、商法上の発行価額の総額であります。
2. 資本組入額の総額は、平成12年7月14日開催の取締役会決議により決定した資本に組入れる額に基づき算出した金額であります。
3. 仮条件（40,000円～45,000円）の平均価格（42,500円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は6,375,000,000円となります。

#### 3. 募集の条件

##### (2) ブックビルディング方式

< 欄内の記載の訂正 >

「発行価額」の欄：「未定（注）3.」を「34,000円」に訂正

「資本組入額」の欄：「未定（注）3.」を「17,000円」に訂正

「摘要」の欄：8. 申込に先立ち、平成12年7月17日から平成12年7月24日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として、需要の申告を行うことができます。当該需要申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売にあたりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。また、引受人である証券会社は、主力販売団を組成し、一般募集による株数のうちマネックス証券株式会社に80,000株、今川三澤屋証券株式会社に1,500株、ウィット・キャピタル証券株式会社に1,500株、ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社に1,500株、日興ビーンズ証券株式会社に1,500株、明光ナショナル証券株式会社に1,500株をそれぞれ上限として販売を委託する方針であります。（略）

< 欄外注記の訂正 >

1. 仮条件は40,000円以上45,000円以下の価格といたします。仮条件の決定に当たり、機関投資家にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

オンライン専門証券業界の成長性は欧米市場の上場類似会社の例から判断して、日本においても期待できるが、成長の速度と規模の予測値には幅があること

将来黒字化し、収益が成長する可能性は評価できるが、成長の速度と規模の予測値には幅があること以上の評価に加え、昨今の株式市場や新規公開市場の状況を総合的に検討し、また上場日までの期間における価格変動リスク等を勘案した結果、仮条件は40,000円から45,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成12年7月25日に発行価格および引受価額を決定いたします。

需要申込の受付にあたり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に行う予定であります。

3. 引受価額が発行価額（34,000円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4. 「2. 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と平成12年7月15日に公告する発行価額（34,000円）および平成12年7月25日に決定する引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

5. 新株式に対する配当起算日は平成12年4月1日といたします。

6. 主力販売団となる証券会社では、インターネット等により申込があった全国のオンライン投資家に抽選等の方法により公平に配分する方針であります。

（注）3.の全文削除

#### 4. 株式の引受け

< 欄内の数値の訂正 >

「引受株式数」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「J. P. モルガン証券会社東京支店75,000株、ゴールドマン・サックス証券会社東京支店28,500株、野村證券株式会社21,000株、大和証券エスピーキャピタル・マーケット株式会社21,000株、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社1,500株、つばさ証券株式会社1,500株、新光証券株式会社750株、富士証券株式会社750株」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 上記引受人と発行価格決定日（平成12年7月25日）に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、主力販売団を組成し、上記引受株式数のうちマネックス証券株式会社に80,000株、今川三澤屋証券株式会社に1,500株、ウィット・キャピタル証券株式会社に1,500株、ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社に1,500株、日興ビーンズ証券株式会社に1,500株、明光ナショナル証券株式会社に1,500株をそれぞれ上限として販売を委託する方針であります。

3. 引受人は、上記引受株式数の内1,000株程度を上限として、全国の証券会社に委託販売する方針であります。

（注）1.の全文削除

#### 5. 新規発行による手取金の使途

（1）新規発行による手取金の額

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額の総額」の欄：「6,277,500,000円」を「5,928,750,000円」に訂正

「差引手取概算額」の欄：「6,212,500,000円」を「5,863,750,000円」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 払込金額の総額は引受価額の総額であり、仮条件（40,000円～45,000円）の平均価格（42,500円）を基礎として算出した見込額であります。

## (2) 手取金の使途

今回の増資目的は引受業務拡大に必要な自己資本を充実することであり、差引手取概算額5,863,750千円については、全額安全性の高い金融商品で運用を行う計画であります。

## 第2 事業の概況等に関する特別記載事項

### 2. 今後の事業展開

当社は、個人投資家を対象とするオンライン証券会社のリーダー的存在となることを目標としております。オンライン証券会社の利用が拡大し、株式および投資信託への金融資産の再配分が進んでいる中で、当社は、個人投資家にアピールする戦略をとっております。また、「顧客主義」の企業イメージを確立することにより、伝統的証券会社との差別化を図ることを目標としております。当社は、証券投資初心者である個人を顧客として獲得することを目指しております。当社は、最低株式売買委託手数料を1,000円まで下げるとを発表した最初の証券会社であり、コストを低水準に抑え、かつインターネットを効率的に活用することにより、今後も競争力ある手数料を維持していく方針です。

さらに、当社は、株式売買委託手数料に加えて投資信託販売手数料および引受手数料が今後の重要な収入源になるものと考えております。当社は、平成12年4月に元引受業務の認可を受け、情報技術関連企業の株式の募集引受に重点を置こうと考えております。また広告取扱業の兼業承認を受けた証券会社は当社が初めてです。将来的には、既存のインフラストラクチャーおよび顧客基盤を活用し、その他の金融以外のサービスを提供する機会を検討していく方針です。

以上の目標を、当社の小規模で簡明な会社組織、技術的インフラの対応能力と信頼性、一口座当たりの取引の多さ、およびオンライン証券取引への早期参入とそれに伴うブランドの浸透を活用して実現していく計画です。また、第1期事業年度中に負担した開業に伴う初期費用が今後は発生しないこと、当社にとって最大の収益源である株式売買委託手数料が当社の事業規模の急速な拡大に伴い増加していること等から、第2期事業年度においては、経常利益を計上できるものと当社は現時点で予測しております。しかし、後記の様々なリスク等により、予定どおりの事業展開・経常利益の計上ができないことがあります。なお第2期事業年度の第1四半期（自平成12年4月1日至平成12年6月30日）における営業収益は約6億5千万円、経常損失は約2億5千万円と見込まれます。第2期事業年度の第1四半期における営業収益および経常損失の額は、証券取引法第193条の2の規定に基づく財務諸表についての監査は受けておりません。また、東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の適時開示等に関する規則の取扱い」の別添に定められている「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」に基づく会計監査人の手続は、平成12年7月14日現在実施しておりません。

## 第二部 企業情報

### 第1 企業の概況

#### 1. 主要な経営指標等の推移

< 欄外注記の訂正 >

4. 第1期は設立初年度であるため、決算期間が平成11年4月5日から平成12年3月31日までとなっております。また、インターネットおよび電話を通じた有価証券の売買等の媒介および取次業務の開始は平成11年10月1日であります。